

2 看護職賠償責任保険(包括契約)

看護職特約条項(事故発見ベース用)・包括契約に関する追加条項(看護職特約条項用)

万一の「看護職の個人責任」に対する備えとなり、貴病院(診療所)に勤務される看護職の方が安心して業務に専念いただけます。

〈1〉保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害を発生させた、または、他人の財物に損害を与えたなどの場合に、その看護職者個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 お支払対象の事故が起こった場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。

※2 補償(保険)期間中に事故が発見された場合のみ保険対象となります。

※3 貴病院・診療所の業務を遂行することによって事故が発生した場合のみ保険の対象となります。

〈2〉ご加入いただける方

一般社団法人日本病院会の会員 医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設)の開設者

※歯科診療所はご加入いただけません。

〈3〉被保険者

貴病院・診療所に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が、一括して被保険者となります。

包括契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となるため、下記のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要
- ②異動手続(看護職の方の中途加入、中途脱退の手続)が不要(ただし、病床数の変更がない場合にかぎり
ます。)
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要
- ④過去に退職された看護職の方も対象となる

〈4〉お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

- ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業損害・逸失利益など
- ・被害財物の修理費・再購入費用(時価額限度)

②訴訟費用

- ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用 など(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での看護業務に起因する賠償責任
- ⑦所有、使用または管理する財物(業務対象者からの受託物を除きます。)に対する賠償責任

など

〈6〉ご契約にあたってのご注意

- ①勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

〈7〉保険金額・保険料

下記病床区分毎の保険料に許可病床数をかけてご算出ください。(1円位四捨五入、10円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

| 保険金額 | | 身体障害賠償 | 1事故 | 5,000万円 |
|-----------------|--------|--------|---------|----------|
| | | | 期間中 | 15,000万円 |
| 保険料 | | 財物損壊賠償 | 1事故 | 20万円 |
| | | | 病院(1病床) | 一般・療養病床 |
| 精神病床 | 114円 | | | |
| 結核・その他病床/老健施設 他 | 33円 | | | |
| 診療所 | 8,990円 | | | |

※自己負担額はありません。

*上記保険金額以外をご希望の場合は、日本病院共済会または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険料計算例】

●一般病床:200床、精神病床:30床の場合

①一般病床 1,185円×200床=237,000円

②精神病床 114円×30床=3,420円

①+②=240,420円(1円位四捨五入、10円単位) **年間合計保険料 240,420円**

〈8〉保険期間

毎年4月30日午後4時から1年間とします。(中途加入も可能)。

〈9〉加入方法

P52をご参照ください。

中途加入する場合には、保険料等別途、日本病院共済会までお問い合わせください。